

陸上自衛隊下志津駐屯地（高射学校）における
令和9年度「展示即売会」の設置及び経営

募 集 要 領

令和8年10月

陸上自衛隊 下志津駐屯地

募 集 要 領

1 概 要

千葉県千葉市若葉区若松町902に所在する陸上自衛隊下志津駐屯地（高射学校）において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、令和9年度展示即売会の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 国有財産使用許可書の使用条件及び業務上必要とされる関係法令並びに諸規則等を遵守できること。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者へ委託又は譲渡することなく、経営のすべてを自社で遂行できること。
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (10) 公募する事業の実施を保証できる能力・体制を有する者であること。
- (11) 合格後、当駐屯地において実施する「説明会」に参加できること。

3 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年6月30日号外法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置施設の所在地及び名称

ア 所在地

千葉県千葉市若葉区若松町902

イ 名 称

陸上自衛隊下志津駐屯地厚生センター

(3) 使用許可期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日

(4) 設置業種

食品販売、物品販売、キッチンカー

ア 食品販売

和・洋菓子、弁当、はちみつ、漬物、たこ焼き、ハンバーガー、ケバブ、タコス、パン、唐揚げ、焼き芋、焼き鳥等、コーヒー豆、おにぎり、餃子等

イ 物品販売

自衛隊関連グッズ、腕時計、スポーツ・ゴルフ用品等、キャンプ用品、コスメ用品、文房具、家電品、マッサージ等

ウ キッチンカー

(ア) ファストフード

ホットドッグ、たこ焼き、ハンバーガー、ケバブ、串焼き、ラーメン、そば、うどん、カレー、ピザ、おにぎり、ホットドック、サラダ、弁当等

(イ) 菓子・飲み物

クレープ、かき氷、ソフトクリーム、アイスクリーム、各種スイーツ等

(5) 販売禁止品目

著作権に該当する複製（コピー）商品、銃刀法に抵触する刃物・サバイバルナイフの販売及びマルチ商法（勧誘）に該当する商品販売方法等は禁止する。

(6) その他：仕様書のとおり。

4 公募期間及び募集要領等の交付

(1) 期 間

令和8年10月27日（火）から同年11月9日（月）

(2) 時 間

午前9時から午後4時

（ただし、午後1時から午後2時の間及び土・日・祝日を除く。）

(3) 交付場所及び要領

ア 陸上自衛隊下志津駐屯地高射学校総務部厚生課厚生班にて交付する。

イ 陸上自衛隊高射学校ホームページ（ダウンロード可）に公開する。

5 応募要領

本公募に応募したい場合は、下記に示す応募期間に関係資料を提出することを公募の参加条件とする。

(1) 応募期間

令和8年10月27日（火）から同年11月9日（月）

平日の午前9時～午後4時（ただし、午後1時から午後2時を除く。）

(2) 提出資料

次項（1）ア 提出書類（原則として、返却しない。）

(3) 提出要領

関係資料を持参又は郵送により提出すること。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、書類を期限までに提出（持参又は郵送）すること。なお、提出された書類は返納しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙第1） 1部

(イ) 企画提案書（別紙第2） **23部**

次の事項について、必ず全て記載又は資料を添付すること。

- a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
- b 精算方法及び種類
現金レジ、電子マネー・クレジットカード等、プリペイドカード等の使用可否及び使用可能な場合の種類
- c 商品販売の場合、メンテナンス及びアフターサービスについて
- d 過去3年間の法令遵守状況
- e 衛生管理方法
- f クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- g 陸上自衛隊下志津駐屯地における営業方針（職員が利用する際の利点）
- h その他アピールポイント
- (ウ) 企画提案書付属書類 **23部**
販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品がわかる具体的な資料等（日本産業規格A4）
- (エ) その他関係書類 各1部
公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）
- a 業務確約書（別紙第4）
- b 戸籍謄本
 - (a) 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - (b) 発行後3か月以内のもの
- c 営業経歴書（別紙第5又は、パンフレット等可）
パンフレット等は、別紙第6の内容が記載されたものであること。
- d 財務諸表
 - (a) 個人の場合
直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書
 - (b) 法人の場合
直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
- e 納税証明書（直近の法人税又は所得税に関するもの）
発行後、3か月以内のもの
 - (a) 個人の場合
その3の2
 - (b) 法人の場合
その3の3
- f 会社概要（別紙第6又は、パンフレット可）
- g 印鑑証明書
発行後、3か月以内のもの
- h 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）
- i 誓約書（別紙第7）
- j 役員名簿（別紙第8）
- k 合否判定書類送付用封筒
住所、業者名、担当者氏名等を記載したA4用角型2号封筒に180円切手を貼り付けて提出

注： 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒264-8501 千葉県千葉市若葉区若松町902
陸上自衛隊下志津駐屯地高射学校総務部厚生課厚生班

ウ 提出期限

令和8年11月9日（月）午後4時迄（郵送の場合は、必着）

(2) 応募業者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 防衛省（防衛省共済組合を含む。）国有財産使用料を滞納したことがある（している）場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

7 選考方法等

(1) 提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

(2) 審査結果については、異議を申し立てることができないものとする。

8 選考結果等

(1) 決定年月日

令和8年11月27日（金）（予定）

(2) 結果通知要領

決定日以降、応募参加業者全てに合否判定書類を送付し、決定業者の発表に代えさせていただきます。なお、決定結果、決定理由等の細部については回答いたしません。また、提出された審査書類等についても返却しませんので、あらかじめご承知おきください。

9 業者決定後の提出書類等

(1) 提出書類

国有財産使用許可申請書（別途配布する。）

(2) 提出先、提出期限

申請書等の提出に同じ、令和8年12月14日（月）（予定）

(3) 合格者説明会への参加（必須）

令和8年12月4日（金）（予定）

10 問い合わせ先

陸上自衛隊下志津駐屯地高射学校総務部厚生課厚生班 担当：江口・肥後

電話番号：043-422-0221（内線277）

時間：平日の午前9時から午後4時

（ただし、午後1時から午後2時を除く。）

申 請 書

令和 8 年 月 日

陸上自衛隊
下志津駐屯地司令 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

⑥

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：
M A I L：

法人・個人

⑥

千葉県若葉区若松町 9 0 2 に所在する陸上自衛隊下志津駐屯地において、令和 9 年度展示即売会を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

<申請を行う業種>

業 種		場 所
1	食品販売	厚生センター 1 F エントランス
2	物品販売	厚生センター 1 F エントランス
3	キッチンカー	厚生センター前通路

※ 1 ～ 3 いずれかを○で囲んでください。

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

企 画 提 案 書

会 社 名 : _____
希望業種 : _____

ア	主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
イ	精算方法及び種類（現金レジ、電子マネー・クレジットカード等、プリペイドカード等の使用可否及び使用可能な場合の種類）
ウ	メンテナンス及びアフターサービスについて（商品販売のみ）
エ	過去3年間の法令遵守状況
カ	衛生管理方法
キ	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
ク	陸上自衛隊下志津駐屯地における営業方針（職員が利用する際の利点）
ケ	その他アピールポイント（感染症予防処置等）

主な販売予定商品・販売価格表

会社名

[illegible]

注1：メーカー・商品名は、五十音順にて記載すること。

注2：価格は、税込とする。

業 務 確 約 書

作成日 令和 8 年 月 日

陸上自衛隊
下志津駐屯地司令 殿

「陸上自衛隊下志津駐屯地（高射学校）における令和 9 年度展示即売会の経營業務」
の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

⑩

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

⑩

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

営 業 経 歴 書

作成日 令和8年 月 日

登記事項照明書記載の本店(本社)及び代表者に関する情報					
商号又は名称					
所在地	〒			電話番号	
代表者	役職			氏名	
役員数		従業員数		営業品目	
本 社 連 絡 先					
現住所	〒				
ホームページ					
電話番号			メールアドレス		
営 業 所 一 覧					
支店等名	所在地			電話番号(FAX 番号)	
主 な 営 業 内 容					
年 月	沿 革				
営業年数	創業年月日 (引継事業開始年月日)			法人登記した年月日	
	年 月 日			年 月 日	

会 社 概 要

作成日 令和8年 月 日

会 社 名	
本社所在地	〒
設立年月日	
資 本 金	
社 員 数	
店 舗 数	
売 上 高	
主 な 事 業	
そ の 他	

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記第 1 項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第 2 項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第 3 項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第 1 項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約を反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注 1）、政治活動標ぼうゴロ（注 2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注 1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注 2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管
国有財産部局長
北関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

〒本社(店)所在地
電話番号
商号又は名称
代表者の氏名

作成日 令和8年 月 日

役 員 名 簿

[illegible]